C:\Users\060240\Desktop\logo_hokkaido.gif

**北海道道立病院局任期付職員**

**（育児休業職員の代替職員）**

**募　集　案　内**

北海道道立病院局では、育児休業の職員の代替として、任期付職員（育休任期付職員）を募集します。

**【制度概要】**

○ 申込者は、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されます。  
　 ※　資格免許職の方は、資格・免許等を確認後の登録となります。

○ 育児休業を取得する職員があった場合に登録者の中から登録者の希望する勤務病院等を考慮し　　た上で書類選考及び採用選考を実施し、採用選考の成績上位者から順に採用されます。

○　登録期間は、**登録日から３年間**です。

○　職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、**職員の育児休業の取得状況によっては、育児休 業任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。**

○　任期は、３年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

＜募集する職種及び受付期間＞

|  |  |
| --- | --- |
| 募集する職種 | 主事、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、助産師、看護師、准看護師 |
| 受付期間 | 随時受付（通年募集） |

**北　海　道　道　立　病　院　局**

〒060-8588　 札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館３階）

問い合わせ先　道立病院局病院経営課

電　　　　話　０１１－２０４－５２３２

ホームページ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/recruit/

１ 育休任期付職員について

　 育休任期付職員とは…

道立病院局、各道立病院及び子ども総合医療・療育センターで、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

　 ※　臨時的任用職員について

育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時的任用職員として採用することがあります。

＜採用までの流れ＞



(1)　申込み時に、希望勤務病院等を申告していただきます。

(2)　「育休任期付職員候補者登録簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から３年間登録は継続されます。

(3)　「育休任期付職員候補者登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員の状況等により、希望勤務病院等を考慮の上、書類選考を行います。

この書類選考合格者のうち、別途実施する採用選考に合格された方が採用されます。

このため、**職員の育児休業の取得状況等、書類選考及び採用選考の結果によっては、「任期付職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。**

(4)　過去の「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されている方の採用状況によっては、採用時期が遅れる場合があります。

(5)　採用時の任期は、３年以内となります。

　　 なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、３年以内で任期が更新される場合があります。

２　募集職種ごとの主な職務内容及び配属先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　　種 | | 主な職務内容  ※原則、育児休業取得者と同様の職務に従事します。 | 配属先  ※原則、育児休業取得者の配属先に配属されます。 |
| 主事 | 一般行政 | 道立病院に関する一般事務など、病院運営に関する業務に従事します。 | 道立病院局（本庁）、各道立病院 及び子ども総合医療・療育センター |
| 保育士 | | 道立病院の入院児童の生活支援等の業務に従事します。 | 緑ヶ丘病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 社会福祉士 | | 道立病院において、相談に関する業務等に従事します。 | 江差病院、羽幌病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 精神保健福祉士 | | 精神科病院において、相談に関する業務等に従事します。 | 緑ヶ丘病院 及び 向陽ヶ丘病院 |
| 公認心理師 | | 道立病院において、心理判定等に関する業務に従事します。 | 緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 薬剤師 | | 道立病院において、調剤業務、服薬指導等の業務に従事します。 | 各道立病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 管理栄養士 | | 道立病院において、栄養指導等の業務に従事します。 |
| 診療放射線技師 | | 道立病院において、診療放射線業務に従事します。 |
| 臨床検査技師 | | 道立病院において、検体検査や生理学的検査に従事します。 |
| 臨床工学技士 | | 道立病院において、血液浄化業務や危機管理等の業務に従事します。 | 江差病院、羽幌病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 言語聴覚士 | | 言語機能又は聴覚に障害のある方の検査や機能訓練等に従事します。 | 子ども総合医療・療育センター |
| 理学療法士 | | 道立病院において、運動療法や物理療法などのリハビリテーション業務に従事します。 | 江差病院、羽幌病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 作業療法士 | | 道立病院において、作業療法によるリハビリテーション業務に従事します。 | 江差病院、緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院及び 子ども総合医療・療育センター |
| 視能訓練士 | | 道立病院において、視能回復、矯正訓練等の業務に従事します。 | 子ども総合医療・療育センター |
| 助産師 | | 道立病院において、助産業務に従事します。 | 江差病院、羽幌病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 看護師 | | 道立病院において、看護業務に従事します。 | 各道立病院 及び 子ども総合医療・療育センター |
| 准看護師 | |

３　登録要件

(1)　年齢

年齢制限はありません。

(2)　学歴

　　　学歴は問いません。

(3)　必要な資格・免許等の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　種 | | 必要な資格・免許等 |
| 主事 | 一般行政 | なし |
| 保育士 | | 保育士 |
| 社会福祉士 | | 社会福祉士 |
| 精神保健福祉士 | | 精神保健福祉士 |
| 公認心理師 | | 公認心理師 |
| 薬剤師 | | 薬剤師 |
| 管理栄養士 | | 管理栄養士 |
| 診療放射線技師 | | 診療放射線技師 |
| 臨床検査技師 | | 臨床検査技師 |
| 臨床工学技士 | | 臨床工学技士 |
| 言語聴覚士 | | 言語聴覚士 |
| 理学療法士 | | 理学療法士 |
| 作業療法士 | | 作業療法士 |
| 視能訓練士 | | 視能訓練士 |
| 助産師 | | 助産師 |
| 看護師 | | 看護師 |
| 准看護師 | | 准看護師 |

(4)　以下に該当する方は、応募できません。

ア　日本国籍を有しない方

　　（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、助産師、看護師、准看護師を除く。）

イ　地方公務員法第１６条に該当する方

　　　・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

　　　・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　　　・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

　　ウ　現在、道職員である方（任期付職員、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）

　　エ　道の再任用制度の対象となる方

４　申込方法

(1)　主事

必要事項を記入した「育休任期付職員候補者登録申込書」を封筒に入れ、道立病院局病院経営課へ郵送又は持参してください。

(2)　その他の職

必要事項を記入した「育休任期付職員候補者登録申込書」と、登録要件となる資格・免許等の写し若しくは登録要件を満たすことが確認できる書類を封筒に入れ、道立病院局病院経営課へ郵送してください。

※　郵送する場合は、封筒の表に赤字で「育休任期付職員候補者登録申込書在中」と記載してください。

※ ＦＡＸによる申込は受け付けません。

【郵送先・提出先】

北海道道立病院局病院経営課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館３階）

電話　011-204-5232

５　登録後採用されるまで

「育休任期付職員候補者登録申込書」の受理後、内容の確認（登録要件がある職は、資格・免許等を確認）後、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録し、申込者に通知します。

その後、該当職種の職員が育児休業を取得し、代替職員が必要となった場合に、申込書に記載された希望勤務病院等を考慮の上、書類選考を実施します。

この書類選考に合格した方を対象とした採用選考を実施し、採用者を決定します。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育休任期付職員候補者登録簿」の有効期間は、登録日から３年間です。

この期間内であれば、一度、育児休業任期付職員として採用された方でも、「育休任期付職員候補者登録簿」に引き続き登録されていますので、採用選考に合格すれば、育児休業任期付職員として再度採用されることがあります。

６　書類選考及び採用選考の実施

(1)　書類選考の実施

代替職員が必要となった場合に、「育休任期付職員候補者登録申込書」に記載された希望勤務病院等を考慮の上、書類選考（「育休任期付職員候補者登録申込書」に記載された内容の審査（過去の経歴、志望理由等））を実施します。

書類選考に合格された方には、採用選考の受験日等をご案内します。

(2)　採用選考の実施

ア　試験内容

|  |  |
| --- | --- |
| 受験する職種 | 試験内容 |
| 主事（一般行政） | ・教養試験  ・面接試験 |
| 上記以外の職 | ・専門試験（作文）  ・面接試験 |

　 　　※　教養試験…基礎的な一般教養に関する筆記試験（選択式）

　　　　　 専門試験（作文）…各職種に応じた専門分野（具体的な事象への対応など）に関する

問題に対する作文試験

　　　　　 面接試験…人物試験（口述式）

イ　試験地

　　　 原則、任用を予定している病院の所在地で実施します。

ウ　合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、採用選考には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

(3)　合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

７　任用期間

任用期間は、３年以内で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間が更新される場合があります。

※　臨時的任用職員としての採用

育児休業任期付職員として採用される前に、当該職員の産前・産後休暇期間中（約４月間）に臨時的任用職員として採用される場合があります。

なお、臨時的任用職員として採用している間に、育児休業を取得する予定であった職員が、育児休業を取得しないこととなった場合は、育児休業任期付職員として採用されない場合があります。

８　勤務条件等

育休任期付職員の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、次のとおりです。

**【給与】**

「北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等に基づき支給します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 算定基準 | 給料月額  （年額） | 備　考 |
| 主事 | 高校卒 | １５０，６００円  （約２，２９２，０００円） | ・　年額は給料のほか、期末・勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。  ※　実際の給与は個人別に算定します  ・　上記のほか、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 |
| 保育士 | 短大卒 | １６３，１００円  （約２，４８１，０００円） |
| 社会福祉士  精神保健福祉士  公認心理師 | 大学卒 | １８２，２００円  （約２，７６７，０００円） |
| 薬剤師 | 薬剤師免許  （大学６卒） | ２１０，５００円  （約３，１８７，０００円） |
| 管理栄養士 | 職種ごとの免許  （短大卒） | １６６，４００円  （約２，５３２，０００円） |
| 診療放射線技師  臨床検査技師  臨床工学技士  言語聴覚士  理学療法士  作業療法士  視能訓練士 | 職種ごとの免許  （短大３卒） | １７７，４００円  （約２，６９７，０００円） |
| 助産師 | 助産師免許  （大学卒） | ２１２，６００円  （約３，２１６，０００円） |
| 看護師 | 看護師免許  （短大２卒） | １９２，４００円  （約２，９２２，０００円） |
| 准看護師 | 養成所卒 | １６５，３００円  （約２，５１３，０００円） |

※　上記金額は、令和３年４月１日に採用された場合で試算しています。

※　給料月額は、算定基準に掲げる学校卒業又は免許等取得後、直ちに道に採用されたものとして試算しており、実際に採用される者の学歴や職務経験等によっては、例示の額とは異なる額となる場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務地域や世帯状況に応じて変動することから、年額はあくまでも目安です。

**【服務】**

(1)勤務時間・休日等

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務時間(原則) | 月曜日から金曜日　８時45分～17時30分（昼休み：正午～午後１時）  ※所属や配置先によって、勤務時間が異なる場合があります。 |
| 休日（原則） | 土日祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで） |
| 休暇 | 年次有給休暇：１年に20日（採用年は月割計算）。20日を限度に翌年繰越可能  夏季休暇：３日（６月から10月までの間）  その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。 |
| 職員住宅 | 世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があります。  また、借り上げ住宅の制度などがあります。 |
| 健康管理 | 職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年１回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。 |
| 共済制度等 | 共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。 |

９　個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続き（書類選考、採用選考、採用事務）に関すること以外には利用しません。